

答 申

第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成29年（2017年）1月6日付け山口地企第2号で行った公文書の非開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、平成28年12月22日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「防府天満宮御神幸祭における防府警察署が保有するビデオ・映像記録一式 平成27年・28年のもの」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 公文書の特定

実施機関は、本件請求に係る公文書として、「防府天満宮御神幸祭における防府警察署が保有するビデオ・映像記録一式（平成27年のもの）」（以下「本件公文書」という。）を特定した。

3 実施機関の処分

実施機関は、平成29年1月6日付けで、本件公文書に係る本件請求について本件処分を、「防府天満宮御神幸祭における防府警察署が保有するビデオ・映像記録一式（平成28年のものに限る）」に係る本件請求について却下の決定を、それぞれ行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

4 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成29年1月10日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるといものである。

2 審査請求の理由

特定の個人が識別できるものとは思えない。

3 実施機関の理由説明に対する意見

意見書は提出されなかった。

第4 実施機関の説明要旨

1 事実の認否

本件審査請求の理由は、「特定の個人が識別できるものとは思えない。」というものであるが、この件については否認する。

2 本件審査請求に対して棄却を求める理由

(1) 開示請求に係る映像記録の概要

本件請求の対象であるDVDの映像記録は、平成27年11月28日に開催された平成27年防府天満宮御神幸祭の雑踏警備状況を事後の執務の参考とするため、警察官が撮影録画してDVD媒体に映像記録としているものであり、防府警察署において保管されているものである。

同DVDの映像記録は、同御神幸祭における防府天満宮境内からの御網代の御発輦から御帰還までの雑踏警備状況をハンディカメラ等で撮影したものであり、御網代の進行に合わせて警察官が定点又は移動しながら撮影した映像が記録されている。

同映像には、同御神幸祭に参加している通称裸坊を始めとする御神幸祭関係者（以下「御神幸祭関係者」という。）及び一般の観客等、不特定多数の人物の容姿等が全般にわたって記録されている。

(2) 非開示とした理由

ア 条例第11条第2号（個人情報）の該当性について

本件請求に係るDVD映像記録には、同御神幸祭に参加している御神幸祭関係者及び一般の観客等、不特定多数の人物の容姿等が含まれており、当該映像の日時や場所等も特定されていることから、当該個人の知人や関係者等であれば、特定の個人を識別でき、又は識別することが可能であるため、条例第11条第2号の非開示情報に該当し、同号イ、ロ、ハ、ニのいずれにも該当しないことから、開示をしないことができる情報と判断したものである。

イ 審査請求人は、審査請求の理由として、「特定の個人が識別できるとは思わない。」と主張しているが、前記のとおり条例第11条第2号の個人情報に該当すると認められることから、非開示としたことは妥当である。

ウ 非開示とした映像を部分開示しない理由

(ア) 部分開示については、条例第12条において、「実施機関は、開示請求に係る公文書に前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に区分することができるときは、その部分を除いて、当該公文書の開示をしなければならない。」と規定されている。

これは、公文書の一部に非開示事項が含まれる場合、当該公文書の全部を開示しないのではなく、非開示事項の部分のみを分離し、その残りの部分を開示しなければならないことを定めたものである。

「その部分を容易に区分することができる」とは、部分開示のための複写物を作成する時間・費用等から判断して、分離が容易であるときと解釈できる。

(イ) 本件請求に係るDVDの映像記録は、前述のとおり、同御神幸祭に参加している御神幸祭関係者及び一般の観客等、不特定多数の人物の容姿等が全般にわたっ

て記録されており、部分開示の場合は、これらの人物の容姿等を判別できないように個々にマスキング等の加工を施すべきところであるが、本県警察では、映像データにマスキング等の加工を施すことのできる機器を保有しておらず、現有の機器では非開示情報に係る部分を区分して除くことは不可能である。

よって、本件公文書に係る本件請求は、条例第11条第2号（個人情報）に該当するとして、非開示決定としたものである。

3 実施機関としての意見

山口県警察においては、公文書の開示請求に当たっては、条例の趣旨を踏まえ、開示できる情報は積極的に開示しているところである。

しかしながら、本件請求は、条例第11条第2号の非開示情報に該当する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、更に、個人情報部分と、その他の部分とを容易に区分することは不可能である。

このことを踏まえ、情報の公開による県民に対する説明責任の重要性と本映像の対象である多くの県民の個人情報に及ぼす支障とのバランスを考慮しつつ、実施機関として総合的に判断して非開示を決定したものである。

第5 審査会の判断

1 本件公文書の内容及び性格

本件公文書は、雑踏警備状況を事後の執務の参考とするため、実施機関の職員が職務上作成した電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであることから、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

2 条例第11条第2号該当性について

(1) 第2号について

条例第11条は、実施機関は、第2号に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」は開示をしないことができるとしている。

これは、プライバシーの具体的な範囲が明確でないので、明白にプライバシーと考えられるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確なものも含めて個人に関する情報を原則的に非開示とすることを定めたものであるが、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であっても、従来から公開されていたもの及び公益上公開することが必要と認められるものがあることから、同号イからニまでに規定する情報については、開示することとされている。

(2) 第2号該当性について

本件公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、多数の御神幸祭関係者及び一般の観客などの顔等の容姿の映像が全般にわたり連続して記録されていることを確認した。

これら人物の顔の映像は、特定の個人が識別されるものであり、また、それ単独では特定の個人が識別しづらいものであっても、当該記録の日時及び場所が特定されていることから、周辺の映像等他の情報と照合されることにより、特定の個人が識別され得るものであると認められる。

よって、これらの情報は、条例第11条第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、かつ、同号イからニまでに該当しないことから、非開示が妥当である。

3 部分開示について

条例第12条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に区分することができるときは、その部分を除いて、当該公文書の開示をしなければならない。」と規定している。

同条における「容易に区分することができる」とは、区分することが、公文書中の非開示事項が存在している状態、部分開示のための複製物を作成する時間、経費等から判断して、容易に可能であるときをいう。

このことに関して、実施機関は、映像データにマスクング等の加工を施すことのできる機器を保有しておらず、現有の機器では非開示情報に係る部分を区分して除くことは不可能であると主張している。

さらに、仮にそのような機器を導入して本件公文書の部分開示を行うとしても、動画という性質上、本件公文書全般にわたり連続して記録されている多数の人物の顔の映像から、非開示情報に該当するものを個別に識別してマスクング等の加工を施す処理が必要になるものと考えられ、非開示部分を区分することが容易に可能であるとはいえないものと認められることから、その全部を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等 別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
平成29年 4月 5日	実施機関の上級行政庁である山口県公安委員会から諮問を受けた。
平成29年 4月 7日	意見書の提出を審査請求人宛て依頼した。
平成29年 8月 8日	事案の審議を行った。
平成29年12月21日	事案の審議を行った。
平成30年 2月 8日	事案の審議を行った。
平成30年 4月20日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	
石 原 詠美子	弁護士	
沖 本 浩	弁護士	会長
高 松 恵 子	司法書士	会長職務代理者
水 谷 芳 昭	公認会計士	

(平成30年4月20日現在)